

第2回生物多様性保全の見える化技術検討会 議事概要

I 開催日時 令和6年1月17日(水) 10時～12時

II 開催場所 農林水産省第2特別会議室(Web会議併用)

III 出席委員

● 橋本 禅	東京大学准教授
荒木 洋美	株式会社アレフ SDGs 推進部
石井 淳	たじま農業協同組合 営農企画課 副課長
井村 辰二郎	日本農業法人協会 理事
	株式会社金沢大地 代表
大久保 悟	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境研究部門 農業生態系管理研究領域 生物多様性保全・利用グループ長
西尾 チヅル	筑波大学 副学長、附属図書館長、ビジネスサイエンス 系・教授
夫馬 賢治	株式会社ニューラル 代表取締役 CEO 国立大学法人信州大学 グリーン社会協創機構 特任教授
山口 力	株式会社サンプラザ 代表取締役社長

計8名 ●座長

※福永委員は所用のため欠席

IV 議事次第

1. 開会
2. 農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドラインについて
(生物多様性関係)
3. 今後の進め方について
4. 閉会

V 資料

資料1 生物多様性見える化技術検討会設置要領、委員名簿

資料2 農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドラインについて
(生物多様性関係)

資料3 今後の進め方について

VI 委員からの意見

議事次第2 農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドラインについて（生物多様性関係）

○農林水産省から資料2に基づいて説明。委員からの主なコメントは以下の通り。

【見える化ガイドライン全般】

- ・ カーボンニュートラルと比較し、生物多様性を意識する生産者は少ない。今後の検証も含め、まずは取組を進めてほしい。
- ・ 資料2のP4に「GHG（温室効果ガス）」と「脱炭素」は、「GHG」などに統一してほしい。
- ・ GHG削減の見える化は、生産者の既存の様々な取組を評価し表示したもの。生物多様性についても、すでに行われている取組は多く、こうした取組を評価するきっかけになる。
- ・ 国際状況を見定め、GHG削減の見える化に生物多様性保全を乗せて進めていくことが重要。
- ・ GHG削減の見える化はプロトコルに則って評価できるが、生物多様性保全は、日本でも国際的にも評価基準が明確となっていない。そうした中、日本が農業分野で率先してやることはいいことと思う。一方で、大企業ではTNFD開示や、SBTN等の動きがある。生産者の努力に報いることは大事だが、今後、グローバル動向や企業の流れも見て、この仕組みを広げていけるかをレビューしてほしい。
- ・ 見える化の取組は、GHG削減と生物多様性保全を分けるか、統合するかで全体設計が変わる。今後、流通企業等が調達先の生物多様性保全の取組を見るようになれば、単独で進めることも大事。

（← まずはTNFDとTCFDの動向を注視したい。）

【見える化の流れ：生きもの調査】

- ・ 資料2のP8に生きもの調査を推奨するとなっているが、ラベル表示をする中で、地域で何をターゲットにして生物多様性を守るかが明確になるようにすると、実際に生きものを守る取組にラベルがつながることになる。

【生物多様性保全の取組内容】

- ・ 化学農薬・化学肥料の5割以上10割未満の低減に関して、生物多様性のためには、殺虫剤・殺菌剤を使用しないことが重要。
- ・ 生産者の努力が報われるよう、地域の特認的な視点や取組の発掘も検討してほしい。
- ・ 化学肥料低減の生物多様性保全への効果についても生産者にわかるようにする必要がある。

ある。

- ・ 特別栽培と有機栽培には厳密な基準があるので、認証を取っている方はその証明の提出、取っていない方は農林水産省のガイドラインに沿った詳細の提出で自己宣言型の信頼性を確保できるのではないか。
- ・ 江については、畔を作った江の設置のみでなく深溝がイメージできると生産者は取り組みやすい。
- ・ 日本の有機 JAS は緩衝地帯が必要なため、江を緩衝地帯の一部として評価してもらえれば、有機 JAS を増やすことにもつながる。
- ・ 江は生き物の行き来ができれば効果はあるので、具体的な幅等の細かい数字を要件にする必要はないのではないか。
- ・ 中干し延期の要件に 1 ヶ月程度遅らせて実施とあるが、中干しは大体田植えから 1 か月後に行うもので、さらに 1 か月は遅らせ過ぎではないか。延期の期間を「1 ヶ月」と記載するのが良いのかは検討が必要。

【ラベル表示】

- ・ 外食現場でラベル付き原材料 100% 使用は難しい。部分使用に関する規定が必要。
- ・ 大手食品や流通がこの見える化をどう評価するか、消費者がどう理解したらいいかの「出口」を考える必要がある。自己宣言型による、生産者側メリット、それを活用する側のメーカーや加工業者等、その先の消費者、だれがどういう責任を持つのかを考えていく必要がある。
- ・ フランスが導入を検討しているラベルは多段階表示で、GHG 削減などで 4 段階表示をしており、消費者に受け入れやすく、意識の高い消費者からは期待が大きい。今回のラベルもパイオニアになるので、消費者側が混乱しないようにする必要がある。農林水産省が管理をする点で、システム化や政策に生かすなどイニシアチブをとって頂きたい。
- ・ ヨーロッパでは商品に多くのラベル表示があり、基準がわからないという話もあるが、その中に各個人が推すラベルがあればいい。信頼性の低いラベルは排除しつつ、選択できる流れはあっていい。

【報告・サポート体制】

- ・ 資料 2 の P26 に記載の「登録番号」に関して、農林水産省ホームページで登録番号の入力により、企業などの使用者がその情報を入手できるとありがたい。

議事次第 3 今後の進め方について

○農林水産省から資料 3 に基づいて説明。委員からの主なコメントは以下の通り。

【今後の生物多様性の情報開示とグリーンウォッシュ規制の動向に際しての意見】

- ・ 生物多様性保全の取組が科学的に生態系に効果があるかを証明するには時間を要すると想定するが、企業の自然資本にかかる情報開示は IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム）において 5 つの生物多様性のドライバーは整理されており、SBT for Nature は 2024 年度中に完成予定。大企業だけかもしれないが、科学的根拠に基づく指標設定の実績が 2024 年に進展すると考えられる。また、EU 等ではグリーンウォッシュの観点から自己宣言ルールに厳しい見方をしている。情報開示、グリーンウォッシュ規制の動向も考慮し、1 年後にレビューをして頂きたい。

【生物多様性保全の見える化の拡大に向けた意見】

- ・ TNFD はあくまで情報開示のひとつの手段。今回の見える化は、ナラティブなストーリー性のあるもの、日本の守っていききたい農業、素晴らしいものを応援するものと捉えている。そのために表示を使うということを、TNFD の流れとは別に国際的に打ち出してほしい。また、里山イニシアチブと通じるものであり、地域の取組を拾い上げ、消費者に身近なものとして全国に広げていけるのではないかな。
- ・ TNFD は重要な生態系、生物多様性が高そうな所にどれだけインパクトがあるかを評価している。日本は広く言えば全体が生物多様性の高い状態であるが、その中で里地里山を守っていくためには、高い解像度で各地の生物多様性の状態を把握し、各地域に適した農業や保全の取組を細やかに議論すること、生物多様性にネガティブなドライバーを食い止めるだけでなくプラスになる取組を積み上げることが必要。今回の見える化では、このプラスになる行為を評価しようとしている。
- ・ 生物多様性観点で何の生きものの価値が高いかは人により異なるので、一概に評価することは難しい。農林水産省が見える化の正しいやり方を示し、ラベルに表示することは重要。
- ・ お米の生産と見える化については地域経済の視点も重要。地域の中で自然と共生していく生産者が評価される形で推し進めて頂きたい。
- ・ アジア圏では米の生産と消費が広がっていることから、この新たな知見を東アジア地域の中で稲作文化を盛り上げていく将来性があってもいい。

座長による統括

- ・ 今回の見える化は自己宣言方式に基づくラベリングとなるが、国際的な TNFD 等の動向を見ながら、今後の制度運用をどう見ていくのかなど意見を頂いた。これらは、生産者が記録することで対応できると思われるので、記録の取り方をガイドラインに明記して頂きたい。
- ・ ラベリングの狙いについて、生産者、消費者、流通小売の関係者に、運用の早期の段

階でラベルの意味や思いをしっかりと伝えて頂きたいと。

- ・ 農林水産省のみどりの食料システム戦略は、アメリカや EU 以外の別の視点で水田農業地帯での環境負荷低減の在り方を打ち出したいとのねらいもある。その流れでラベリングがあるので、政策動向の中で位置づけを説明できるとより伝わる。
- ・ 今回の意見をもとにガイドラインの編集を進めるが、最終の確定は座長に一任頂きたい（一同了承）。
- ・ 細部のご意見を頂きたい場合は個別にご協力をお願いする。本日も活発な議論を頂いたことに感謝する。